（案）

傍　　聴　　要　　領

平成１３年２月２日制定
平成３０年３月　日一部改正
新潟県消費生活審議会

１　傍聴する場合の手続き

(1) 会議の傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻の５分前までに、会場の受付で傍聴を希望する旨を告げ、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。

(2) 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の５分前で終了し、会議の傍聴を希望する者が、定員（原則として１０名）を超える場合は、くじ引きによる抽選により傍聴者を決定するものとします。

この場合のくじ引きは､先着順に本くじを引く順序を決める予備くじと、本くじの２段階方法とします。

２　傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は、会議の傍聴に当たっては、次の事項を守ってください。

ア　会議傍聴中は、静粛に傍聴すること。

イ　のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。

ウ　会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

エ　談話をし、又は騒ぎ立てるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。

オ　会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

カ　会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。

キ　会議傍聴中は、携帯電話の電源を切ること。

ク　その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

３　会場の秩序維持

(1) 傍聴者は、会議の傍聴に当たっては、係員の指示に従ってください。

(2) 傍聴者が前記２の規定に違反したときは、これを注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。